

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 24 日 (火) 第 91 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県予算規則の一部を改正する規則 (※) (財政課取扱い) 1
- ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (生活衛生課取扱い) 1
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (※) (子ども家庭課取扱い) 2
- 教 育 委 員 会 規 則**
- 鹿児島県立学校管理規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 10
- 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 11

規 則

鹿児島県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 8 号

鹿児島県予算規則の一部を改正する規則

鹿児島県予算規則 (昭和38年鹿児島県規則第118号) の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 令和 2 年度の予算及び決算に係る第 2 条第 3 項の規定の適用については、同項中「地方自治法施行規則 (昭和22年内務省令第29号) 別記」とあるのは、「地方自治法施行規則の一部を改正する省令 (平成31年総務省令第37号) による改正前の地方自治法施行規則 (昭和22年内務省令第29号) 別記」とする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

.....

ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 9 号

ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則 (昭和35年鹿児島県規則第46号) の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

(指定施設)

第10条 条例第11条第 1 号の知事が指定するふぐを取り扱う施設とは、飲食店営業、魚介類販売業又は魚肉練り製品製造業を行う施設で、ふぐ調理師が常に就業しているものをいう。

附 則

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第10号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和36年鹿児島県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第42条第2号を削り、同条に次の2号を加える。

(2) 法第50条第6号、第6号の2、第7号及び第7号の3に規定する費用（同条第7号に規定する費用にあつては、障害児入所施設に係る費用を除く。）に係る負担金 別表第4に掲げる額

(3) 法第50条第7号に規定する費用（障害児入所施設に係る費用に限る。）及び同条第7号の2に規定する費用に係る負担金 別表第5に掲げる額
別表第4を次のように改める。

別表第4（第42条関係）

本人の属する世帯の階層区分		負担金額（月額）	
階層区分	定 義	入所施設	通所施設等
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯（A階層に属する世帯を除く。）	2,200	1,100
C	当該年度分の市町村民税の額が均等割の額のみ の世帯（A階層に属する世帯を除く。）	4,500	2,200
D ₁	当該年度分の市町村民税の額に所得割の額がある世帯であつて、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯（A階層に属する世帯を除く。）	9,000円以下	6,600
D ₂		9,001円から27,000円まで	9,000
D ₃		27,001円から57,000円まで	13,500
D ₄		57,001円から93,000円まで	18,700
D ₅		93,001円から177,300円まで	29,000
D ₆	177,301円から258,100円まで	その月のその本人に係る支弁額（その額が41,200円を超えるときは、41,200円）	20,600
D ₇	258,101円から348,100円まで	その月のその本人に係る支弁額（その額が54,200円を超えるときは、54,200円）	その月のその本人に係る支弁額（その額が27,100円を超えるときは、27,100円）
D ₈	348,101円から456,100円まで	その月のその本人に係る支弁額（その額が68,700円を超えるときは、68,700円）	その月のその本人に係る支弁額（その額が34,300円を超えるときは、34,300円）

D ₉	456,101円から583,200円まで	その月のその本人に係る支弁額（その額が85,000円を超えるときは, 85,000円）	その月のその本人に係る支弁額（その額が42,500円を超えるときは, 42,500円）
D ₁₀	583,201円から704,000円まで	その月のその本人に係る支弁額（その額が102,900円を超えるときは, 102,900円）	その月のその本人に係る支弁額（その額が51,400円を超えるときは, 51,400円）
D ₁₁	704,001円から852,000円まで	その月のその本人に係る支弁額（その額が122,500円を超えるときは, 122,500円）	その月のその本人に係る支弁額（その額が61,200円を超えるときは, 61,200円）
D ₁₂	852,001円から1,044,000円まで	その月のその本人に係る支弁額（その額が143,800円を超えるときは, 143,800円）	その月のその本人に係る支弁額（その額が71,900円を超えるときは, 71,900円）
D ₁₃	1,044,001円から1,225,500円まで	その月のその本人に係る支弁額（その額が166,600円を超えるときは, 166,600円）	その月のその本人に係る支弁額（その額が83,300円を超えるときは, 83,300円）
D ₁₄	1,225,501円から1,426,500円まで	その月のその本人に係る支弁額（その額が191,200円を超えるときは, 191,200円）	その月のその本人に係る支弁額（その額が95,600円を超えるときは, 95,600円）
D ₁₅	1,426,501円以上	その月のその本人に係る支弁額	その月のその本人に係る支弁額

備考

- 1 助産の実施が行われた妊産婦に係るその月の負担金の額は、その者に係る出産一時金（その者が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者である場合において、その社会保険において出産育児一時金等出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要す

- る費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。）をいう。）にB階層に属する者にあつては0.2、C階層に属する者にあつては0.3、D階層のうち所得割の額が19,000円までの者にあつては0.5を乗じて得た額にその者に係るその月の負担金額欄のうち入所施設欄に掲げる額を加えた額（以下「妊産婦に係る負担金額」という。）とする。
- 2 本人が次の各号のいずれかに該当する場合における当該本人に係るその月の負担金の額は、当該各号に定める額とする。
- (1) その者に係るその月の負担金額欄に掲げる額（妊産婦に係る負担金額を含む。以下「金額欄額」という。）がその者に係るその月の支弁額を超える場合 その者に係るその月の支弁額
- (2) 同一世帯に属する2人以上の者が同一月に法第27条第1項第3号又は第2項の規定による措置（以下「里親への委託等」という。）を受けた場合においてそれらの者のうちに前号に該当する者がいない場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれアからウまでに定める額
- ア 全員が入所施設に係る本人であるとき 1人についてはその者に係る金額欄額、他の者についてはそれぞれその者に係る金額欄額に0.1を乗じた額
- イ 全員が通所施設等に係る本人であるとき アに同じ。
- ウ ア及びイ以外のとき 入所施設に係る本人のうち1人についてはその者に係る金額欄額、他の者についてはそれぞれその者に係る金額欄額に0.1を乗じた額
- (3) 同一世帯に属する2人以上の者が同一月に里親への委託等を受けた場合においてそれらの者のうちに第1号に該当する者がいる場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれアからウまでに定める額
- ア 全員に係る金額欄額（第1号に該当する者にあつては、支弁額をいう。以下同じ。）が同じであるとき 前号アに同じ。
- イ 2人以上の者に係る金額欄額が同じであつてその額が他の者に係る金額欄額より高いとき 金額欄額の高い者のうち1人についてはその者に係る金額欄額、他の者についてはそれぞれその者に係る金額欄額に0.1を乗じた額
- ウ 1人の者に係る金額欄額が他の者に係る金額欄額より高いとき その者に係る金額欄額が最も高い者についてはその者に係る金額欄額、他の者についてはそれぞれその者に係る金額欄額に0.1を乗じた額
- 3 備考2の規定の適用に当たっては、同一世帯に属する2人以上の者に障害児施設の利用者がいる場合は、次の各号に定めるところによるものとする。
- (1) 同一世帯に属する2人以上の者のうちに第42条第3号に規定する費用に係る措置を受けた者がいる場合は、当該措置を受けた者に係る負担金の額は、別表第5の負担金額欄に掲げる額によることとし、当該者を含め備考2の(3)のアからウまでに掲げる場合の区分により各人の負担金の額を算定するものとする。
- (2) 世帯の扶養義務者が障害児通所給付費（法第21条の5の2に規定するものをいう。）又は障害児入所給付費（法第24条の2第1項に規定するものをいう。）を支給されている場合は、これらの給付費に係る児童が第42条第3号に規定する費用に係る措置を受けたものと仮定し、当該者を含め備考2の(3)のアからウまでに掲げる場合の区分により算定した各人の負担金の額の合算額（以下「算定額」という。）がこれらの給付費に係る障害児施設のその月の利用者負担額（法第24条の7第1項の食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担額として支払った額がその上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合にあつては算定額と利用者負担額との差額を世帯

に係る負担金の額とし、算定額と利用者負担額が同額又は算定額を利用者負担額が上回る場合にあっては 0 円を世帯に係る負担金の額とする。この場合において、算定に用いる当該者に係る負担金額は別表第 5 の負担金額欄に掲げる額等によるものとする。

- 4 児童の属する世帯の階層が B 階層と認定された世帯であつても、次のいずれかに該当する場合には、この表の規定にかかわらず、0 円を負担金の額とする。
- (1) 扶養義務者のいない世帯（児童自立生活援助事業所の入所児童は扶養義務者のいない世帯とみなす。）
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (3) 次に掲げる者（社会福祉施設に措置された者を除く。）のいる世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年 9 月 27 日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第 3 条第 1 項に規定する特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第15条に規定する給付を受けている者
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (4) 保護者の申請に基づき、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者等特に困窮していると地域振興局長等が認めた世帯
- 5 里親又は小規模住居型児童養育事業所に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合は 0 円を通所に係る負担金の額とする。
- 6 乳児院への短期入所（入所期間が 1 月に満たないものをいう。）措置が採られた児童に係る負担金の額は、負担金額欄に掲げる額にかかわらず、C 階層から D₄ 階層（所得割の額が 81,000 円以下の場合に限る。）までに属する者にあつては日額 1,000 円、D₄ 階層（所得割の額が 81,001 円以上の場合に限る。）から D₁₄ 階層までに属する者にあつては日額 2,000 円とし、これに入所措置の日数を乗じて得た額とする。
- なお、A 階層及び B 階層に属する者にあつては無料とし、D₁₅ 階層に属する者にあつてはその措置児童に係る措置費の支弁額全額とする。

注

- 1 「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、小規模住居型児童養育事業所及び里親をいう。
- 2 「通所施設等」とは、母子生活支援施設、児童心理治療施設通所部及び児童自立生活援助事業所をいう。
- 3 別表第 2 の注 1、注 3 及び注 4 の規定は、この表について準用する。
- 4 所得割の額を算定する場合には、本人及びその扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

別表第 4 の次に次の 1 表を加える。

別表第 5（第42条関係）

本人の属する世帯の階層区分		負担金額（月額）
階層区分	定 義	入 所 施 設
	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進	円

A	並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯（A階層に属する世帯を除く。）		2,200
C	当該年度分の市町村民税の額が均等割の額のみ の世帯（A階層に属する世帯を除く。）		4,500
D ₁	当該年度分の	12,000円以下	6,600
D ₂	市町村民税の	12,001円から30,000円まで	9,000
D ₃	額に所得割の	30,001円から60,000円まで	13,500
D ₄	額がある世帯	60,001円から96,000円まで	18,700
D ₅	であつて、そ	96,001円から189,000円まで	29,000
D ₆	その所得割の額 の区分が次の 区分に該当す る世帯（A階 層に属する世 帯を除く。）	189,001円から277,000円まで	その月のその本人に係る支弁額（その額が41,200円を超えるときは、41,200円）
D ₇		277,001円から348,000円まで	その月のその本人に係る支弁額（その額が54,200円を超えるときは、54,200円）
D ₈		348,001円から465,000円まで	その月のその本人に係る支弁額（その額が68,700円を超えるときは、68,700円）
D ₉		465,001円から594,000円まで	その月のその本人に係る支弁額（その額が85,000円を超えるときは、85,000円）
D ₁₀		594,001円から716,000円まで	その月のその本人に係る支弁額（その額が102,900円を超えるときは、102,900円）
D ₁₁		716,001円から864,000円まで	その月のその本人に係る支弁額（その額が122,500円を超えるときは、122,500円）
D ₁₂		864,001円から1,056,000円まで	その月のその本人に係る支弁額（その額が143,800円を超えるときは、143,800円）
D ₁₃		1,056,001円から1,238,000円まで	その月のその本人に係る支弁額（その額が166,600円を超えるときは、166,600円）
D ₁₄		1,238,001円から1,439,000円まで	その月のその本人に係る支弁額（その額が191,200円を超えるときは、191,200円）
D ₁₅		1,439,001円以上	その月のその本人に係る支弁額
備考 別表第4の備考2、備考3(2)及び備考4の規定は、この表について準用する。			

注

- 「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所させるものに限る。）をいう。
- 別表第2の注1、注3及び注4の規定は、この表について準用する。
- 別表第4の注4の規定は、この表について準用する。
- 所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族

(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

別記第31号様式中	「 課 税 の 有 無		を	「 課 税 の 有 無		に改
	本年度分市町村民税	前年分所得税		本年度分市町村民税		
	有 ・ 無	有 ・ 無		有 ・ 無		
	有 ・ 無	有 ・ 無		有 ・ 無		
	有 ・ 無	有 ・ 無		有 ・ 無		
	有 ・ 無	有 ・ 無		有 ・ 無		
	有 ・ 無	有 ・ 無		有 ・ 無		

める。

「 3 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地

別記第46号様式の11中 4 事業開始の予定年月日 年 月 日 を

「 3 指導員及び補助員の精神の機能の障害の有無

4 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地 に改め、同様式注を次のように改

5 事業開始の予定年月日 年 月 日 」

める。

注 次の書類を添付すること。

- (1) 市町村にあつては条例，法人にあつては定款その他の基本約款
- (2) 運営規程
- (3) 職員名簿及びその職員の履歴書
- (4) 医師の診断書（指導員及び補助員に精神の機能の障害がある場合）
- (5) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにする書類（登記事項証明書，賃貸契約書等）
- (6) 建物平面図
- (7) 事業計画書及び収支予算書（知事がインターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は不要）
- (8) 決算書（既に事業を行つている場合）

「 3 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地

別記第46号様式の12中 4 事業開始の予定年月日 年 月 日 を

「 3 養育者及び補助者の精神の機能の障害の有無

4 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地 に改め、同様式注を次のように改

5 事業開始の予定年月日 年 月 日 」

める。

注 次の書類を添付すること。

- (1) 市町村にあつては条例，法人にあつては定款その他の基本約款

-
- (2) 運営規程
 - (3) 職員名簿及びその職員の履歴書
 - (4) 医師の診断書（養育者及び補助者に精神の機能の障害がある場合）
 - (5) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにする書類（登記事項証明書、賃貸契約書等）
 - (6) 建物平面図
 - (7) 事業計画書及び収支予算書（知事がインターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は不要）
 - (8) 決算書（既に事業を行っている場合）
- 別記第63号様式を次のように改める。

第63号様式（第43条関係）

負 担 能 力 調 査 書

措置児童 氏 名				年 月 日 生 歳	入所施設名			
保 護 者 氏 名				児童との 続 柄	措置年月日			
措置理由								
扶 養 義 務 者 及 び 同 一 世 帯 の 状 況	氏 名	続柄	性別	生年月日	職 業 等 (勤務先・連絡先)	市 町 村 民 税 額 (当 該 年 度 分)		備 考
						均等割	円	
						所得割	円	
						均等割	円	
						所得割	円	
						均等割	円	
						所得割	円	
	合 計					均等割	円	
階 層 区 分	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D ()							

年 月 日

上記のとおり相違ありません。

担当者

印

殿

負担金額（月額）	円	世帯の状況	適用区分
社会保険加入状況	保 険 の 種 類		保 険 証 番 号

記入上の注意

- (1) 保護者氏名欄には、その世帯の代表者を記入すること。母子生活支援施設入所者は、世帯主を記入すること。
- (2) 措置児童氏名欄には、入所措置された児童又は妊産婦名を記入すること。ただし、母子生活支援施設については記入を要しない。
- (3) 扶養義務者及び同一世帯の状況欄には、母子生活支援施設入所者は、入所世帯員（世帯主を含める。）全員を記入すること。
- (4) 市町村民税額欄には、それぞれ個人別に調査記入し、合計額によつて階層区分を決定すること。
- (5) 備考欄には、障害者手帳等の交付等を受けている者は、その旨記入すること。
- (6) 世帯の状況欄には、生活保護世帯等である場合は、その旨記入すること。
- (7) この調査書には、市町村長の発行する課税証明書を添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の児童福祉法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第42条及び別表第5の規定は令和元年6月1日から、別表第4の規定は令和元年7月1日から適用する。

- 3 改正後の規則別表第5の規定は、令和元年6月1日以後の分として徴収する負担金について適用し、同日前の分として徴収する負担金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則別表第4の規定は、令和元年7月1日以後の分として徴収する負担金について適用し、同日前の分として徴収する負担金については、なお従前の例による。
(適用日の前日から引き続き措置等を受けている者に対する経過措置)
- 5 附則第3項の規定にかかわらず、令和元年5月31日において現に改正後の規則第42条第3号に規定する費用に係る措置を受けている者が同日以後も引き続き当該措置を受ける場合であって、改正後の規則別表第5の規定を適用した場合の負担金の額（以下「別表第5新負担額」という。）が改正前の児童福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）別表第4の規定を適用した場合の負担金の額（以下「旧負担額」という。）を超えるときは、当該措置を解除されるまでの間（別表第5新負担額が初めて旧負担額以下の額となるまでの間に限る。）の分として徴収する負担金については、なお従前の例による。
- 6 附則第4項の規定にかかわらず、令和元年6月30日において現に改正後の規則第42条第2号に規定する費用に係る措置等を受けている者が同日以後も引き続き当該措置等を受ける場合であって、改正後の規則別表第4の規定を適用した場合の負担金の額（以下「別表第4新負担額」という。）が旧負担額を超えるときは、当該措置等を解除されるまでの間（別表第4新負担額が初めて旧負担額以下の額となるまでの間に限る。）の分として徴収する負担金については、なお従前の例による。ただし、当該旧負担額が別表第4新負担額の算定の際に改正後の規則別表第5注4の規定を準用した場合の負担額（以下「再計算負担額」という。）を超える場合は、再計算負担額を当該措置等に係る負担金として徴収し、その後当該措置を解除されるまでの間の分として徴収する負担金については、再計算負担額によるものとする。
(適用日から施行日の前日までの間に新たに措置を受けた者に対する経過措置)
- 7 附則第3項の規定にかかわらず、令和元年6月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に新たに改正後の規則第42条第3号に規定する費用に係る措置を受けた場合であって、別表第5新負担額が旧負担額を超えるときは、令和2年6月30日までの分として徴収する負担金については、なお従前の例による。
- 8 附則第4項の規定にかかわらず、令和元年7月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に新たに改正後の規則第42条第2号に規定する費用に係る措置等を受けた場合であって、別表第4新負担額が旧負担額を超えるときは、令和2年6月30日までの分として徴収する負担金については、なお従前の例による。ただし、当該旧負担額が再計算負担額を超える場合は、再計算負担額を令和2年6月30日までの間の分として徴収する負担金とする。

教育委員会規則

鹿児島県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第1号

鹿児島県立学校管理規則の一部を改正する規則

鹿児島県立学校管理規則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「属する職員」の次に「（会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）を除く。）」を加える。

第22条の9第1項中「充てる。」の次に「ただし、中学校及び高等学校にあつては、教育委員会が必要と認める場合は、講師をもつて充てることことができる。」を加える。

第23条第4号を次のように改める。

(4) 会計年度任用職員

第23条中第5号から第11号までを削る。

第39条第1項中「（昭和25年法律第261号）」及び「（昭和24年法律第1号）」を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第 2 号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	「三島小学校				
	竹島小学校				
	大里小学校	「三島硫黄島学園		「神之嶺小学校	
	片泊小学校	三島竹島学園	に、	神之嶺小学校下久志分校	を
	三島中学校	三島大里学園		尾母小学校	」
	竹島中学校	三島片泊学園	」		
	大里中学校				
	片泊中学校」				

嶺小学校
小学校」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。